

都道府県知事
各 指定都市市長 民生主管部（局）長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
(公印省略)

「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の
施行について」の一部改正について

今般、消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第151号、以下「告示改正」という。）が令和5年4月1日から適用されたことを受け、「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」（平成17年3月31日付け雇児保発第0331003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「施行通知」という。）の一部を別紙のとおり改正したので、御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済であることを申し添える。

記

第一 施行通知の改正内容

(1) 消費税告示の題名変更を踏まえた改正

告示改正により、「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」（平成17年厚生労働省告示第128号。以下「消費税告示」という。）の題名が「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」と改められた旨を追記した。

(2) 令和5年度税制改正の大綱を踏まえた改正

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、「都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設において行われる保育について、消費税を非課税とする。」こととされたことに伴い、告示改正が行われ、令和5年4月1日より、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった旨を追記した。

第二 告示改正の内容

(1) こども家庭庁設置に伴う改正

令和5年4月1日にこども家庭庁が設置され、認可外保育施設に係る事務が厚生労働省からこども家庭庁に移管されることに伴い、消費税告示の題名を改めた。

(2) 国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る職員配置の取扱い

第一(2)のとおり令和5年度税制改正の大綱を踏まえ、また、国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものの取扱いについて認可外保育施設指導監督基準に明記したことを踏まえ、本取扱いについて消費税告示にも規定した。なお、国家戦略特別区域の申請・認定については、国家戦略特別区域を管轄する都道府県、指定都市、中核市民生主管部（局）長にお送りした「「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する児童の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和5年2月28日厚生労働省子ども家庭局総務課長通知）を参照されたい。

(3) 安全計画の策定、自動車を運行する場合の所在確認等

第一(2)のとおり令和5年度税制改正の大綱を踏まえ、また、安全に関する事項についての計画を各施設において策定することを義務付ける旨が認可外保育施設指導監督基準に規定されたことを受け、本取扱いについて消費税告示にも規定した。

第三 施行日

本通知による改正は、令和5年4月1日から施行する。

第四 その他

ベビーシッター事業者であって複数の保育従事者を雇用している場合には、保育従事者について、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、消費税告示第三の二に定める「都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修」の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、当該基準を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置（以下「本経過措置」という。）が令和2年10月から消費税告示附則に置かれている。

一方で、

- ① 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）に記載のとおり、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけることとされたことや、
- ② 認可外保育施設の保育従事者に対する研修については、国としてその種類や研修の実施主体となる法人がオンラインにより実施する場合の留意点等を示してきたほか、令和5年度予算案において、研修機会を増加させるための民間事業者を活用した研修等事業を新たに盛り込んでいるところであり、今後研修の受講機会の確保が推進されていくこと

を踏まえ、本経過措置を令和6年3月31日をもって廃止する予定であるため、御了知願いたい。

なお、廃止期日を令和6年3月31日とする趣旨は、本経過措置の廃止に伴い、本経過措置期間に必要な研修を受けていない保育従事者について必要な研修を終了しないと当該保育事業者が雇用しているベビーシッター事業者が認可外保育施設の指導監督基準を満たさなくなるため、当該保育従事者が必要な研修を受講する猶予期間を設けるためである。このため、各都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、本経過措置の廃止期日までの間、当該保育従事者が必要な研修を受講できるよう、十分に研修の機会を設けるとともに、管内の複数の保育従事者を雇用するベビーシッター事業者に対し、注意喚起の徹底を図るよう、配意願いたい。

○一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について（平成17年3月31日雇児保発第0331003号）

【最終改正】 令和5年4月1日こ成保第3号

※下線部は改正箇所

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第102号。以下「改正政令」という。）が平成17年3月31日に公布され、これに伴い、消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成17年厚生労働省告示第128号。令和5年3月31日付改正により「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」と改められた。以下「消費税告示」という。）が同日付で公示され、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）より施行・適用されることとなったところである。

これにより、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「証明書通知」という。）に基づき、各都道府県知事等から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号雇用均等・児童家庭局長通知。以下「指導監督基準通知」という。）の別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

また、平成25年度税制改正の大綱（平成25年1月29日閣議決定）において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、平成25年4月1日より、認可外保育施設のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設についても、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

さらに、令和2年度税制改正の大綱（令和元年12月20日閣議決定）において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和2年10月1日（以下「令和2年一部改正の施行日」という。）より、1日当たり5人以下の乳幼

児を保育する認可外保育施設のうち一定の当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、「都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設において行われる保育について、消費税を非課税とする。」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和5年4月1日より、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。

については、下記事項に留意の上、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済みであることを申し添える。

記

第1 消費税の非課税措置の内容

1 非課税の対象となる認可外保育施設について

非課税の対象となる認可外保育施設（以下「非課税対象認可外保育施設」という。）は、次の（1）及び（2）に限られること。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項（認可外保育施設の届出）の規定による届出が行われた施設であって、法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件のすべてを満たし、当該満たしていることにつき当該都道府県知事から証明書の交付を受けているもの

（2）児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令11号）第49条の2第3号に規定する施設であつて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第3項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けているもの又は同条第11項の規定による公示（以下「公示」とい

う。)がされているもの(同条第1項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。)

なお、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件は、指導監督基準と同じ内容であること。(消費税告示中第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者(消費税告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。)について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、消費税告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意すること。)

ただし、当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設については、当該返還することを求められた日以後においては非課税の対象となる認可外保育施設に該当しないこと。

(注1) 法第59条の2第1項の規定に基づく届出施設の範囲については、指導監督基準通知、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」(令和元年9月27日子発0927第6号子ども家庭局長通知)を参照されたい。

なお、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定している。

(注2) 当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合とは、証明書通知の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の第2の4により証明書の返還を求められた場合をいう。

2 非課税の対象となる利用料について

非課税の対象となる資産の譲渡等(非課税となる利用料を対価とするサービス)は、非課税対象認可外保育施設において乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等(保育サービス)に限られること。

この場合の乳児又は幼児を保育する業務として行う資産の譲渡等には、児童福祉法に規定する保育所における保育サービスと同様のサービスが該当するのであり、具体的には次に掲げる料金等(利用料)を対価とする資産の譲渡等が該当すること。

- ① 保育料(延長保育、一時保育、病児保育に係るものを含む。)
- ② 保育を受けるために必要な予約料、年会費、入園料(入会金・登録料)、送迎料、法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設において保育に従事する者(以下「ベビーシッター」という。)が乳児、幼児又は児童の居宅まで移動する際に必要となる交通費

(注1) 給食費、おやつ代、施設に備え付ける教材を購入するために徴収する教材費、傷害・賠償保険料の負担金、施設費(暖房費、光熱水費)等のように通常保育料として領収される料金等については、これらが保育料とは別の名目で領収される場合であっても、保育に必要不可欠なものである限りにおいては、上記①②と同様に取り扱われる。

他方、例えば、当該施設において施設利用者に対して販売する教材等の販売代金(※参照)のほか次に掲げるような料金等を対価とする資産の譲渡等は、これに該当しない。

- ① 施設利用者の選択により付加的にサービスを受けるためのクリーニング代、オムツサービス代、スイミングスクール等の習い事の講習料等
- ② バザー収入
- ③ 炊事、洗濯、掃除、買物その他の家事を代行し、又は補助する業務(非課税とされる保育サービスを除く。)に係る料金

(注2) マッチングサイト運営者(インターネットを通じてベビーシッターとその利用者の仲立ちをするサービスを提供する事業者)が、ベビーシッターの利用者から受領する「マッチングサイトの手数料」については、「マッチングサイトを利用させるという役務提供の対価」であり、「保育する業務として行われる資産の譲渡等」の対価に該当しないことから、非課税とならない。

※ 施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取について

施設運営者自らが行う取引ではない金銭の受取(例えば、施設運営者が、施設利用者の求める教材等について、当該教材等の販売業者への注文や施設利用者からの代金の集金を代行して行う場合における代金の受取など)を行う場合には、施設運営者においては「預り金」として経理しておくな

ど、施設の収入である保育料等とは区分して、収入以外の金銭の受取であることが明らかとなるよう経理を行う必要がある。

(削除)

また、証明書の交付を受けた認可外保育施設が都道府県知事から当該証明書の返還を求められた場合には、当該返還を求められた日以後においては上記の資産の譲渡等であっても非課税とはならないこと(1の(注2)参照)。

3 非課税となった認可外保育施設の利用料の額の設定について

非課税対象認可外保育施設においては、当該施設の利用料に係る消費税が非課税とされることから、施設の運営事業者が消費税の納税義務者(第2参照)である場合の当該施設については、非課税となったことを踏まえた利用料の額の見直しを行う等の対応が適切に行われる必要があること。

なお、その場合においても、仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など)に係る消費税相当分は当該利用料に転嫁することは適切な処理であること。

第2 消費税の納税義務等

1 消費税の納税義務について

事業者は、課税期間(個人事業者は暦年、法人は事業年度をいう。以下同じ。)の基準期間(個人事業者はその年の前々年をいい、法人はその事業年度の前々事業年度をいう。以下同じ。)における利用料収入(非課税となる前の利用料収入)などの課税売上高が1,000万円を超える場合、消費税の納税義務者となり、課税期間の課税売上げに係る消費税について、所轄の税務署に確定申告書を提出し、その納付すべき消費税を金融機関又は税務署の窓口で納付する必要がある。なお、納付すべき消費税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ(保育材料費・水道光熱費・備品等購入費など(ただし、給与などの人件費はこれに該当しない。))に係る消費税額を控除した残額であること。

(注1) 課税仕入れに係る消費税額を控除するためには、帳簿の記帳及び請求書などの保存が必要となる。

(注2) 簡易課税制度を選択した場合には、「課税売上げに係る消費税額×みなし仕入率(保育サービスはサービス業に該当し、50%)」を課税仕入れに係る消費税額とみなして、納付すべき消費税額を計算する。

2 課税期間の途中において証明書の交付若しくは返還又は認定若しくは公示若しくはその取消があった場合の消費税の取扱いについて

施設の運営事業者が納税義務者である場合の当該事業者が、課税期間の途中において証明書の交付を受けた場合又は認定を受け若しくは公示がされた場合にあつては当該証明書の交付を受けた日又は認定を受け若しくは公示がされた日以後の利用料が、また、課税期間の途中において証明書の返還を求められた場合又は認定こども園法第10条第1項の規定による認定の取消（以下「認定の取消」という。）若しくは同条第3項の規定による公示の取消（以下「公示の取消」という。）がされた場合にあつては当該証明書の返還を求められた日又は認定の取消若しくは公示の取消の日の前日までの利用料が、それぞれ非課税となるものであつて、これ以外の期間の利用料については課税期間の課税売上高に含める必要があること。

第3 証明書事務等の適切な実施及び施設運営者に対する周知について

消費税の非課税措置には、証明書の交付が密接に関連することから、証明書の交付に関し各都道府県等を通じて統一的な取扱いが求められること。

また、証明書を交付した事実の公表については、利用者への情報提供として、各都道府県等のインターネットのホームページへの掲載等が行われることとなっているが、税務上の取扱いを明確にする観点からも、証明書の交付の事実については速やかに公表されることが求められること。

施設の運営事業者に対しては、証明書を交付する際その他の機会をとらえ、本通知記載の消費税の取扱い等についての的確に周知することが必要であること。

以上

<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇百二十八 (略) 百二十九 (略) 百三十 チェストベリ―乾燥エキス 百三十一 (略) 百三十二〜二百六十九 (略) (略)</p>	<p>改 正 後</p>	<p>○厚生労働省告示第百五十二号 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月三日から適用する。 令和五年三月三十一日</p> <p>外国の保育資格を有する者その他外国人である乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分な数配置していること。 (3) 保育士の資格を有する者を一人以上配置していること。 ハ・二 (略) 二〇六 (略) 七 健康管理及び安全確保 イ〜ト (略) チ 安全確保 (1) 施設の設備の安全点検、職員、乳幼児等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）が策定され、当該安全計画に従い、乳幼児の安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的の実施されていること。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていること。 (4)・(5) (略) (6) 乳幼児の施設外での活動、取組等のための移動その他の乳幼児の移動のために自動車が行われているときは、乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、乳幼児の所在が確認されていること。 (7) (略) (8) (略) (9) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。 ハ・九 (略)</p>
<p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇百二十八 (略) 百二十九 タンニン酸アルブミン (新設) 百三十 チオコナゾール 百三十一〜二百六十八 (略) (略)</p>	<p>改 正 前</p>	<p>ハ・二 (略) 二〇六 (略) 七 健康管理及び安全確保 イ〜ト (略) チ 安全確保 (1) 乳幼児の安全確保に配慮した保育の実施が行われていること。 (新設) (2)・(3) (略) (新設) (4)・(6) (略) (7) 事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録されていること。 (8) (略) ハ・九 (略)</p>

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)